

# 監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成28年3月31日)

T-CAS

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成28年3月31日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

鍋嶋 明人(なべしま あきひと)

神内 茂樹(じんない しげき)

佐藤 好邦(さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

## 【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

H28.3.31

通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		通知日
No.1	H13	H14.2.20	第2号	意見	避難・防災訓練について	P8	教育局	高松第一高等学校	H28.3.17
No.2	H19	H20.2.21	第1号	指摘	公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの	P2			
No.3				指摘	市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの	P4			
No.4				指摘	行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの	P4			
No.5				指摘	産業廃棄物最終処分再委託に係る書面の提出を適正にすべきもの	P5			
No.6	H21	H22.2.19	第1号	指摘	遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの	P2	教育局	総務課	H28.2.26
No.7	H23	H23.8.15	第12号	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの	P2		高松第一高等学校	H28.3.17
No.8				意見	施設の保守点検業務に係る事務処理について	P6			
No.9	H24	H25.3.29	第9号	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの	P3	市民政策局	くらし安全安心課	H28.3.8
No.10	H26	H27.2.20	第4号	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について	P5	市民政策局	まちづくり企画課	H28.3.9
No.11		H27.3.31	第9号	指摘	支出命令に係る事務処理について	P5	健康福祉局	子育て支援課	H28.3.16
No.12				指摘	高松市放課後児童健全育成事業費補助金交付に係る事務処理について	P9			
No.13				指摘	業務委託契約に係る適正な事務処理について	P8			
No.14				意見	災害時緊急物資の備蓄・保管状況について	P12			
No.15	H27	H28.1.29	第4号	指摘	適正な決裁者までの決裁について	P19	創造都市推進局	市場業務課	H28.3.11
No.16				意見	発注簿に係る適切な事務処理体制の構築について	P22			
No.17				指摘	消耗品の直接購入に係る事務処理について	P21			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度／監査対象	平成13年度／教育部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第2号	告 示 日	平成14年2月20日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	避難・防災訓練について		
内 容	高等学校における避難・防災訓練については、実施記録を残していないが、反省会等で検討した訓練の問題点などを、実施記録を残して次回の訓練や災害時に活かすようにされたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	8ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki13/220-1.html">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki13/220-1.html</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
結 果	本件意見については、検討を重ね、平成26年度から事務改善を行い、避難・防災訓練を実施した際には、今後の災害等に備え、訓練内容や問題点などを記載した実施記録を作成している。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度／監査対象	平成19年度／教育部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成20年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成28年3月17日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの		
内 容	<p>文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、何決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、何決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。</p>		
公表文該当ページ	2ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/221.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/221.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
結 果	<p>本件指摘事項については、文書法制事務の手引きに基づいた事務処理を行うよう、改めて事務局内全職員に周知するとともに、平成20年度から、適正な判断のもと、記載誤り、記載漏れ等の確認を行い、適正に事務処理を行っている。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度／監査対象	平成19年度／教育部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成20年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成28年3月17日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの		
内 容	平成18年度特別管理産業廃棄物管理責任者講習会に参加するため、講習会会場に出向いた日の市内出張命令簿を監査したところ、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づく市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので、今後、市内出張をしようとするときは、同規定に基づく決裁を受けられたい。		
公表文該当 ページ	4ページ		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/221.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/221.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
結 果	本件指摘事項については、教職員を含めた全職員に対し、高松市職員服務規程に基づいた事務処理を行うよう、改めて周知するとともに、平成20年度から、記載誤り、記載漏れ、押印漏れ等の確認を行い、適正に行っている。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

監査実施年度／監査対象	平成19年度／教育部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成20年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成28年3月17日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を、使用許可伺決裁に明記しなければならないが、電柱、電話柱及び支線の使用許可については、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同伺決裁にその理由を記載していないので、今後、同様の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	4ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/221.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/221.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
結 果	本件指摘事項については、高松市公有財産事務取扱規則に基づいた事務処理を行うよう、改めて事務局内全職員に周知するとともに、3年更新の許可申請のため、平成27年度起案の使用許可分から、連帯保証人を立てさせる必要がないと認める理由を明記し、記載誤り、記載漏れ等の確認を行い、適正に事務処理を行っている。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

監査実施年度／監査対象	平成19年度／教育部		
指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成20年2月21日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成28年3月17日
指摘・意見の項目	産業廃棄物最終処分の再委託に係る書面の提出を適正にすべきもの		
内容	平成19年度産業廃棄物処理業務委託における産業廃棄物管理票を監査したところ、再委託に係る書面の提出を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物処理委託契約書（処分用）の相手方とは異なる処分業者が、処分受託者として記載されているものが見受けられたので、今後、再委託をするときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の定める再委託基準に従い、再委託に係る書面を提出させ、承諾されたい。		
公表文該当ページ	5ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/221.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/221.pdf</a>		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	教育局 高松第一高等学校
結果	本件指摘事項については、平成20年度以降、産業廃棄物最終処分を再委託した事例はないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づいた事務処理を行い、再委託する場合には、必要書類を提出させることについて、改めて事務局内全職員に周知し、適正に事務処理を行っている。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

監査実施年度／監査対象	平成21年度／教育部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成22年2月19日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成28年3月17日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの		
内 容	高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めただけを除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、ボイラー保守点検業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	2ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki21/219.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki21/219.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
結 果	本件指摘事項については、契約規則等に基づいた事務処理を行うよう、改めて事務局内全職員に周知するとともに、平成22年度から、業務委託契約書に遅延利息（遅延損害金）の徴収に関する条項を設け、適正に契約を締結している。



## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

監査実施年度／監査対象	平成23年度／教育部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第12号	告 示 日	平成23年8月15日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成28年2月26日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの		
内 容	平成22年3月19日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、遊具体育器具設備保守点検業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。		
公表文該当 ページ	2ページ		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/815.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 総務課
結 果	本件指摘事項については、平成24年度から、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を盛り込んだ仕様書を作成している。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

監査実施年度／監査対象	平成23年度／教育部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第12号	告 示 日	平成23年8月15日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成28年3月17日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	施設の保守点検業務に係る事務処理について		
内 容	エレベーター設備に係る保守点検業務委託においては、建築基準法に基づく年1回の定期検査は受託者により保守点検と併せて実施されているものの、仕様書の中に定期検査を実施することを明記していないので、今後においては、設備の安全性確保の観点から、仕様書に明記し、確実な実施と履行確認を行われたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	6ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/815.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
結 果	本件意見については、適正な仕様書の作成について、改めて事務局内全職員に周知するとともに、平成24年度から、エレベーター保守点検業務委託の仕様書に、定期検査を実施することを明記した上で、確実に業務が実施されるよう、履行確認を徹底するなど、適正に事務処理を行っている。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

監査実施年度／監査対象	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成28年3月8日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの		
内 容	<p>平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、高松春のまつり「フラワーフェスティバル&amp;交通安全フェア2012」会場設営撤去業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	3ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 くらし安全安心課
結 果	<p>本件指摘事項については、平成27年5月の契約において、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を盛り込んだ適正な仕様書を作成し、契約を締結した。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

監査実施年度／監査対象	平成26年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成27年2月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成28年3月9日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について		
内 容	多核連携型コンパクト・エコシティ推進用映像資料制作業務委託契約に係る仕様書には、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	5ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/220.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 まちづくり企画課
結 果	本件指摘事項については、平成27年度発注の委託業務から、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を盛り込んだ適正な仕様書を作成し、契約を締結した。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

監査実施年度／監査対象		平成26年度／健康福祉局	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成27年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日
平成28年3月16日			
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	支出命令に係る事務処理について		
内 容	支出命令に係る事務処理については、請求書及び請求内訳書の割印がなされて いないものが見受けられたので、今後は適正に処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	5ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 子育て支援課
結 果	本件指摘事項については、平成27年度から、請求書及び請求内訳書に割印をし、決裁時にも割印漏れのないよう再確認を行うなど、適正に事務処理を行っている。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

監査実施年度／監査対象	平成26年度／健康福祉局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成27年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成28年3月16日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	高松市放課後児童健全育成事業費補助金交付に係る事務処理について		
内 容	平成25年度高松市放課後児童健全育成事業費補助金については、交付申請時の収支予算書の摘要欄に記載がなく、またこれらの算出根拠となる資料も添付されていないものが見受けられるので、今後は、同補助金交付申請者に対し、収支予算書の摘要欄に積算等内訳の明確な記載を行うよう指導するなど、補助金交付事務の適正化を図り、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。		
公表文該当 ページ	9ページ		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 子育て支援課
結 果	本件指摘事項については、平成27年度から、高松市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請時において、同補助金交付申請者に対し、収支予算書の摘要欄に積算等内訳を明確に記載するよう指導したほか、積算内訳が記載された詳細書類を作成することにより、補助金交付事務の適正化を図るとともに、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努めている。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

監査実施年度／監査対象	平成26年度／健康福祉局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成27年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成28年3月15日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る適正な事務処理について		
内 容	介護保険指定事業者等管理システム保守管理業務委託に係る契約については、請書の履行遅延による遅延損害金に係る条項の率において、高松市契約規則第35条の規定による率が反映されておらず、また、仕様書には、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	8ページ		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 介護保険課
結 果	本件指摘事項については、平成27年4月1日付けの介護保険指定事業者等管理システム保守管理業務委託契約において、請書の履行遅延による遅延損害金に係る条項の率に、高松市契約規則第35条の規定による率を反映させ、また、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての条項を盛り込んだ仕様書を作成し、適正に契約を締結した。

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

監査実施年度／監査対象

平成26年度／健康福祉局

指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第9号

告示日

平成27年3月31日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成28年3月14日

指摘・意見の項目

災害時緊急物資の備蓄・保管状況について

内容

健康福祉総務課所管の災害時緊急物資の保管・管理状況については、おおむね適正であると認められたが、下表の項目については、改善・検討の余地があると思われるので、改善策を検討し、迅速かつ的確に対応できる体制となるよう整備されたい。

	項目	現状
1	備蓄物資の配置について	保健所・国分寺支所では備蓄物資の数量を貼紙していたが、備蓄物資の配置図が無く、物資の内容確認は箱に貼られているシールで行う必要があった。また、保管スペースが限られているために、天井近くまで備蓄品を積み重ね、間隔も無く、他の備蓄品を取り出さないと搬出が困難な状態や、棚ごと倒れるおそれのある状態も見受けられた。
2	地区及び備蓄拠点の備蓄数量の見直しについて	備蓄物資品目のうち、粉ミルク・ほ乳瓶が牟礼・国分寺・香川支所には配置されておらず、地区範囲で見ても配置されていなかった。
3	備蓄品の管理方法の文書化について	現在、健康福祉総務課職員が毎年7～9月頃に期限切れが近い物資の入替えを行っているが、備蓄物資の保管・管理に関するマニュアルは作成されていない。

公表文該当ページ

12ページ

公表文へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

健康福祉局  
健康福祉総務課

結果

本件意見に基づき、備蓄物資の配置及び備蓄品の管理方法の文書化については、平成28年2月に「災害時緊急物資保管・管理マニュアル」を作成するとともに、保健所、国分寺支所の保管場所に、マニュアルで定める配置図を貼付した。その他の保管場所については、今後、物資の入れ替えに合わせて順次行うこととした。

また、天井近くまで積み重ねて保管するなどの不適切な保管については、物資の種類ごとに整理し、間に通路を設け、取り出しやすいよう保管を見直した。地区及び備蓄拠点の備蓄数量の見直しについては、課内において検討した結果、粉ミルクは、6支所に分散備蓄することとした。



## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

監査実施年度／監査対象	平成27年度／創造都市推進局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成28年1月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	適正な決裁者までの決裁について		
内 容	<p>高松市中央卸売市場整備基本構想・基本計画策定等支援業務委託に伴う変更契約の締結決裁及び同委託事業の検収調書については、課長決裁となっているが、執行伺が副市長決裁であることから、専決者は局長であり、専決者の意思決定の手続を経ていないものとなっているので、適正な決裁者の決裁を受けられたい。</p> <p>また、平成27年3月5日起案の予算流用要求書については、市場業務課長決裁となっているが、20万円以下の流用であることから、専決者は財政課長であり、専決者の意思決定の手続を経ていないものとなっているので、適正な決裁者の決裁を受けられたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	19ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/129.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/129.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 市場業務課
結 果	<p>本件指摘事項については、平成28年1月15日に課内で研修を行い、起案に当たっては、高松市事務決裁規程により決裁者の確認を疎かにしないこと、また、起案文書の回議においては、係長や文書取扱主任等の審査を徹底することなど、適正な事務処理について周知徹底し、適正に事務処理を行った。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

監査実施年度／監査対象		平成27年度／創造都市推進局	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成28年1月29日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発注簿に係る適切な事務処理体制の構築について		
内 容	発注簿等財務処理要領等の遵守について周知徹底するとともに、発注簿に係る事務処理について課内研修会を実施するなど、適切な事務処理体制の構築に努められたい。		
公表文該当 ページ	22ページ		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/129.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/129.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 市場業務課
結 果	本件意見については、平成28年1月15日に課内で研修を行い、施設修繕について、緊急かつ応急的な対応が必要と判断した場合も、焦らずに冷静に、発注に係る一連の事務処理の確認を怠らないよう周知徹底するとともに、工事写真の添付について、発注時に受注業者へ周知文を配布することとした。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

監査実施年度／監査対象

平成27年度／創造都市推進局

指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成28年1月29日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成28年3月7日

指摘・意見の項目

消耗品の直接購入に係る事務処理について

内容

消耗品（リサイクルトナー）の購入に係る事務処理について、単価契約がなされているにもかかわらず、発注簿による直接購入処理を行っているものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。

公表文該当ページ

21ページ

公表文へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/129.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

創造都市推進局  
スポーツ振興課

結果

本件指摘事項については、直接購入が可能かどうかの確認のため、単価契約用品の確認を確実に行うよう課内で周知徹底するとともに、複数人によるチェックを行い、適切な事務処理を行った。  
なお、今回指摘対象となったリサイクルトナーを使う高松市スポーツ施設の予約システム用プリンタ21台については、2種類の機種を使用しており、使用するトナーについても、単価契約によるものと直接購入によるものが混在していたことから、事務処理にミスを生じやすい状況にあったので、平成27年10月の契約更新の際に、プリンタを1機種とすることで、トナーは単価契約での購入のみとした。